平成２８年（フ）第５０７号
埼玉県春日部市道口蛭田187番地
破産者　田中　　勝
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３２号
埼玉県八潮市大字大曽根66番地１　エクセルオグラ105号
破産者　荒木　裕美（旧姓八木）
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
山梨県甲府市大手１丁目１番34号、前住所山梨県甲府市和田町654番地15
破産者　完戸　　洋
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７６号
大阪府東大阪市加納６丁目４番46号
破産者　川端　　幸
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８号
兵庫県姫路市余部区上余部50番地１市営余部住宅３棟23
破産者　原田真由美
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６１８号
広島市安佐南区長束３丁目10番29―303号Ａ棟
破産者　金平　元次
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９２号
福岡市西区姪の浜２丁目９番24―110号
破産者　板崎　啓太
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目６番14号
破産者　森田　みさ
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３８１号
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目84番地
破産者　西嶋　弘章
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９０号
福岡市東区原田１丁目42番５―529号
破産者　小林　大介
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１３号
福岡県古賀市小竹118番地18
破産者　吉田　和矢
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２０号
福岡市中央区長浜２丁目４番505号
破産者　國房　千絵
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５３５号
福岡県大野城市旭ケ丘２丁目14番27号、前住所山口県山陽小野田市高栄１丁目９番22号
破産者　野村　好美
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０号
佐賀市本庄町大字本庄1269番地４　ミヤザキコマース102、破産手続開始決定時の住所佐賀市諸富町大字寺井津402番地・403番地合併
破産者　江頭　義則
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
佐賀市神園５丁目10番11号
破産者　川副　能宏
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
秋田市新屋日吉町15番３号
破産者　吉澤　憂利（旧姓今野）
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５２号
横浜市都筑区長坂１―30―207、住民票上の住所川崎市宮前区潮見台３番９―205号
破産者　星野ゆかり
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１０号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目48番４号
破産者　三戸岡新一
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７４号
横浜市南区清水ケ丘164番地
破産者　原木根永こと　朴　　根永
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部